

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.13

内閣府

税制優遇

(開始年度) 昭和 58 年度

支援の名称	【税制】地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置
制度の趣旨・背景	大規模地震対策が必要とされる地域内で、地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置等）を取得した場合の優遇措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>大規模地震対策が必要とされる地域内で、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等、地震防災上の措置が必要な施設の管理者等が、緊急地震速報装置及びその関連設備など地震防災対策用資産を取得した場合、3 年度分の固定資産税について課税標準額を 2/3 に減額する。</p> <p>【対象資産】</p> <p>① 緊急地震速報受信装置（専用の報知装置を含む。）</p> <p>② 緊急遮断装置（①と同時に設置される場合）</p> <p>③ 感震装置（①②と同時に設置される場合）</p> <p>【適用対象となる地域】</p> <p>① 地震防災対策強化地域〔大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 2 条第 4 号〕</p> <p>② 南海トラフ地震防災対策推進地域〔南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項〕</p> <p>③ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域〔日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項〕</p>
対象となる方	<p>以下のいずれかに該当する施設又は事業を管理・運営している者</p> <p>〔大規模地震特別措置法施行令第 4 条各号で掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者〕</p> <p>① 物品販売業を営む店舗（収容人員 30 人以上）、飲食店（同 30 人以上）、病院、劇場、旅館その他不特定多数の者が出入りする施設</p> <p>② 石油類、火薬類、高圧ガス等の危険物の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p> <p>③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業</p> <p>④ その他、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業</p>
問い合わせ先など	<p>内閣府防災担当 調査・企画担当参事官室</p> <p>TEL：03-3501-5693</p> <p>■関連 URL</p> <p>・地震防災対策に係る税制優遇制度</p> <p>http://www.bousai.go.jp/jishin/sonota/zeiseiyuuguuseido.html</p>